

公立大学法人宮城大学研究推進・地域未来共創センター 研修派遣職員の受入に関する規程

平成21年4月1日

規程第71号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城県、市町村、民間企業等（以下「市町村等」という。）から公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）へ研修のために派遣される職員（以下「研修派遣職員」という。）の受入について、必要な事項を定める。

(派遣手続)

第2条 法人は、市町村等の申出により当該市町村等の研修派遣職員を受け入れることができる。

2 法人は、必要に応じ、市町村等に研修派遣職員の派遣を依頼することができるものとする。

3 市町村等及び法人は、研修派遣職員の派遣及び受入について合意したときは、派遣に関する協定を締結するものとする。

(派遣期間)

第3条 研修派遣職員の派遣期間は、原則2年間とする。ただし、市町村等又は法人において必要が生じたときは、その都度両者協議の上、期間を短縮又は延長することができる。

(研修派遣職員の身分等)

第4条 研修派遣職員は、市町村等において現に有する身分を保有し、法人は当該研修派遣職員を法人の職員に併せて任命するものとする。

2 研修派遣職員は、派遣期間中法人の職員として研究推進・地域未来共創センターの業務に従事する。

(給与)

第5条 研修派遣職員の給与は、市町村等が直接支給するものとし、その費用は当該市町村等が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研修派遣職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当については、法人の定める支給基準により直接支給するものとし、その費用は法人が負担するものとする。

(旅費)

第6条 研修派遣職員の旅費は、法人の旅費規程により法人が直接支給するものとし、その費用は法人が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研修派遣職員の赴任に関する旅費は、市町村等の定める支給基準により市町村等が直接支給するものとし、その費用は市町村等が負担するものとする。

(退職手当)

第7条 研修派遣職員の退職手当は、市町村等が支払うものとし、その費用は市町村等が負

第4編人事労務 研究推進・地域未来共創センター派遣職員受入規程

担するものとする。

(服務)

第8条 研修派遣職員は、法人の就業規則に従い勤務するものとする。

(健康管理)

第9条 研修派遣職員の健康管理は、市町村等の定めるところにより市町村等が行なうものとし、その費用は、市町村等が負担するものとする。なお、研修派遣職員に傷病その他不測の事態が生じた場合は、法人は速やかに市町村等に通知し、市町村等と法人が協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

(懲戒処分等)

第10条 研修派遣職員に係る懲戒処分、分限処分等については、法人の申出に基づき市町村等が決定し、処分するものとする。

(共済組合等)

第11条 研修派遣職員は、市町村等が加入する共済組合等健康保険制度の受給資格を保持するものとし、各給付事務は、市町村等が行なうものとする。

(災害補償)

第12条 研修派遣職員が、法人の業務上の事由又は通勤による災害を受けた場合は、法人が、地方公務員災害補償制度における補償と同等の補償を行なうものとする。

2 法人は、前項の補償の実施を確保するため、必要に応じ、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める労働者災害補償保健に加入するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、研修派遣職員の取扱いに関し疑義が生じたときは、法人及び市町村等が協議の上、これを処理するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（R3.3.24 第172回理事会）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。